

男鹿市訓令第 17 号

男鹿市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 9 月 26 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市事務決裁規程の一部を改正する訓令

男鹿市事務決裁規程（平成 19 年男鹿市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 課長 男鹿市行政組織規則に規定する課長 <u>及び支所長</u>をいう。</p>	<p>(定義) 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 課長 男鹿市行政組織規則に規定する課長をいう。 <u>(若美支所長専決事項)</u></p>
<p>第 4 条 <u>削除</u></p>	<p>第 4 条 <u>若美支所長は、次に掲げる事項を専決することができる。</u> <u>(1) 証明書の交付に関すること。</u> <u>(2) 埋火葬及び斎場使用許可に関すること。</u> <u>(3) 改葬許可に関すること。</u> <u>(4) 自動車臨時運行の許可に関すること。</u> <u>(5) 国民健康保険被保険者の資格に関すること。</u> <u>(6) 老人医療費の受給者証の交付に関すること。</u> <u>(7) 福祉医療費の受給者証の交付に関すること。</u> <u>(8) 庁用自動車の運行管理に関すること。</u> <u>(9) 所属職員の年次有給休暇に関すること。</u> <u>(10) 所属職員の出張命令（県外出張を除く。）に関すること。</u></p>

改正後					改正前				
(地域コミュニティセンター所長専決事項)					(1) 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。 (2) 軽易な陳情、申請、照会及び回答に関すること。 (出張所長専決事項)				
第5条 地域コミュニティセンター所長は、次に掲げる事項を専決することができる。					第5条 出張所長は、次に掲げる事項を専決することができる。				
(1)~(4) (略)					(1) 諸証明の交付に関すること。 (2) 埋火葬及び斎場使用許可に関すること。 (3)~(6) (略)				
別表第2 (第3条関係) 個別決裁事項及び専決事項 (注) ○印はすべての事項					別表第2 (第3条関係) 個別決裁事項及び専決事項 (注) ○印はすべての事項				
課等	決裁(専決)事項	市長	専決権限を有する者						
			副市長	部長	課長				
企画政策課	(略)								
若美支所	証明書の交付に関すること。				○				
	埋火葬及び斎場使用許可に関すること。				○				
	改葬許可に関すること。				○				
	自動車臨時運行に関すること。				○				
	国民健康保険被保険者の資格に関すること。				○				
	老人医療費の受給者証の交付に関すること。				○				
課等	決裁(専決)事項	市長	専決権限を有する者						
			副市長	部長	課長				
企画政策課	(略)								
総務課～建設課	(略)								

改正後					改正前				
総務課～建設課	福祉医療費の受給者証の交付に関すること。				○				
	庁用自動車の運行管理に関すること。				○				
	所属職員の年次有給休暇に関すること。				主幹以下（主幹の8日以上を除く。）				
	所属職員の出張命令及び復命に関すること。				○				
	所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。				○				
	軽易な陳情、申請、照会及び回答に関すること。				○				
総務課～建設課	(略)								
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。									

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。